

〔論 説〕

開発における法の支配とリーガルpluralism*

ブライアン・Z・タマナハ**
石田慎一郎*** 村上武則**** 共訳

法の機能が不完全な社会で法の支配を確立させようとしたところで期待したほどの進歩も無いまま数十年が経ってやっと、開発コミュニティ¹⁾はリーガルpluralism²⁾に関心を向けるようになった。リーガルpluralismは今や開発に関わる多くの現場で注目を集めているが、法の支配に対してその意味するところはプラスとマイナスの両面を持ち合わせている。法のかたち^{リーガル・フォームズ}がいくつも併存しているということが法の支配確立のための取り組みをどれほど妨げたり損ねたりするのかを問えば、マイナス面についての問いになる。リーガルpluralismの状況下におけるさまざまなオルタナティブな法が、機能不全の国家法システムには成し得ないような法の支配の機能を満たせるのかどうかを問えば、プラス面についての問いになる。本論文ではこれらの問いについて検討することにしよう。

だがそれには二つの限界があることを最初に認めてもらわなければならない。第一は適用可能性の限界について、第二は理論上の限界についてである。法の支配を発展させるプロジェクトは世界中で途方もないほど多様な状況で行われており、一つたりとも同じものは無い。したがって法の支配とリーガルpluralismの相互関係についての考察はどうしても大まかに一般化したものになってしまう。このような一般化が当てはまるかどうか、当てはめてみて具体的にどうい

編集部注* 本論文は、Brian Z. Tamanaha, “The Rule of Law and Legal Pluralism in Development,” in B. Z. Tamanaha, C. Sage and M. Woolcock eds., *Legal Pluralism and Development*, Cambridge, 2012 (初出 *Hague Journal on the Rule of Law* 3(1) : 1-17, 2011) の全訳である。脚注は全て訳注である。村上武則が全体の訳文案を作成したうえで石田慎一郎が補正し、両訳者共同で最終的な訳文を確定した。2014年6月10日に関西大学法学研究所で開催された第117回特別研究会におけるタマナハ教授の講演は、本論文の内容をもとにしたものである。セミナーでは、ブライアン・タマナハ＝講演、角田猛之＝司会、那須耕介＝タマナハ教授の業績紹介、森正美＝コメント、石田慎一郎＝コメントを中心に進行的な。

** ワシントン大学ロースクール教授

*** 首都大学東京人文科学研究科准教授

**** 首都大学東京人文科学研究科博士前期課程

- 1) 名古屋大学大学院国際開発研究科ウェブサイト (<http://www.gsid.nagoya-u.ac.jp>, 最終閲覧日2016年10月27日) で使用されている訳語を採用した。具体的には、国際協力機構 (JICA) などの国際開発支援団体、大学教員をはじめとする開発学の研究者、開発に携わる政府組織およびNGOなどの集まりを指す。
- 2) 多義的な概念であること、ならびに英語圏ではテクニカルタームとして定着していることを考慮して、本訳稿では「リーガルpluralism」を採用することにした。

ったことが言えるかということは、実地で把握できている状況例を見てもそれぞれである。例えば太平洋の島嶼について言えることがアフリカの周辺の地域やラテンアメリカのジャングルやファヴェーラ³⁾には当てはまらないこともある。この論文の内容の中で何処にでも当てはまるようなものは存在しないし、事例によってはここで取り扱ったテーマがほとんど関連しないこともあるだろう。つまり本論文は、物事の思考の枠組を提示するが、実際に適用可能な方策を示すわけではない。

〔上記第二の〕理論上の限界が生じるのは、理論家たちが法の支配の意味と意義についてだけでなくリーガルプルーラリズムの意味と意義についても同様に意見が鋭く対立しているためである(Tamanaha 2004, 2008)。この片方だけでも異論が多く扱いが十分大変なのに、両方一緒に取り組むとなると概念の検討を始める前から頓挫するのではないかと怖気づいてしまいかねない。そこで、解決不能な理論上の論争の泥沼にはまらないように、それぞれについて最低限の基礎的定義をしておこう。法の支配とは、官吏と市民が法によって拘束を受け一般的に法に従うことである。リーガルプルーラリズムとは、多種多様な法のかたちが併存している状況のことを指す。これはとてつもなく複雑な概念を最小限⁴⁾に規定したものである。このどちらに対しても異議を唱えることは可能であるし、立場によって他の定義の仕方もあってかまわないだろうが、そのような定義でこれらの概念を適切に理解することができる。どちらも骨まで身を削ぎ落とした概念とすることで、両者の相互関係を考えることが可能となるのである。

開発における国家法システム

最初に、開発の現場での国家法システム⁵⁾の相対的力関係と機能的役割範囲について大まかに一般化することにしよう。法システムが十分に確立した社会においては、国家法システムはきわめて分化が進んでおり（立法府、警察、検察、裁判官）、潤沢な予算の付いた堅固たる法的機関があって、十分に訓練を受け規律の行き届いた法吏⁶⁾と高学歴の法律専門職がおり、国内における社会・政治・経済のダイナミクスと連動しながら長い時間をかけて発達してきた法律知識の厚みがある。官吏と市民は自分たちを国家法システムの一部と考え、またそれに従う義務をいくらか感じている。法システムにおける不備と官吏や民間人の法律違反は社会の末端において自然なことだとしても、自発的な法遵守が広範囲に及ぶことに加えて、違反者には強制的制裁を課すという威嚇に支えられることで、法システムは全体として有効に機能しているのである。

3) ブラジルのスラムを指すポルトガル語。

4) ブライアン・Z・タマナハ「開発法学の教訓」（松尾弘訳）、『慶應法学』第4号、2006年）で用いられている「最小限綱領主義者」の訳語を参考にした。

5) 著者は、第11回神戸記念レクチャー（法政大学、2011年5月31日）における記念講演論文、ブライアン・Z・タマナハ「歴史から見た法の本性についての洞察」（椎名智彦訳、配布冊子所収）において「法」と「法システム」との区別を強調している。本訳稿では、そのことを踏まえて、椎名訳を参考に legal system(s) の訳語を「法システム」とした。

6) 本訳稿では、椎名訳（前掲）を参考に legal officials の訳語を「法吏」とした。

法の支配を発展させるためのプロジェクトは、以上のような基本的特質を欠いている社会で行われているものである (Tamanaha 2011)。そのような社会では国家法機関の役割分化と独立性に乏しく、経済的・物的・人的資源に乏しく、法吏の訓練と規律に欠陥がある。法律専門職がほとんど定着しておらず、法律知識の総体も不十分にしか発達していない (そして外部から移植された法規範の占める割合が大きい)。国家法システムの存在と実効力が弱く、届く範囲も限られているおそれがある (例えば、遠く離れて交通手段も無い地方では国家法システムは存在しないに等しく、巨大都市のスラムでは効力を持たない)。一般大衆は国家法システムに嫌気が差しているかもしれない。法は社会内諸集団の日常的な言葉とは別の言語で書かれているために異質で不可解なものとして受け止められていることもある。また、法は腐敗しているとか、無力だとか、非効率だとか、手が届かないほど金のかかるものだと考えられているかもしれない。あるいはエリートの道具だと思われるかもしれない。特定の民族的・宗教的由来を持つ社会集団のみに占有されているかもしれない。抑圧的な権威主義支配の歴史によって、また政治・経済のエリートたちによる経済的搾取のための法利用によって汚れているかもしれない。こういった諸条件が揃ってしまうと、一般大衆のうちのかなりの人びとが自らを国家法の一部だと考えなくなる。自分たちの法ではない、自分たちのニーズにかなうものではないというように。

法の支配の発展を困難なものにしてしまうのは、法制度だけに集中して開発に取り組んでも、それだけでは機能不全の国家法システムを修復しきれないためである。例えば法と開発のプロジェクトが好む司法制度改革を取り上げてみよう。裁判官の研修はそれだけではほとんど成果が得られない。訴訟を処理しながら法律実務を育み法律知識を共有するには、相当な規模の訓練された法曹集団が必要となる。裁判を処理し訴訟手続きを記録するためには、仕事場と設備を有する有能な事務職員と書記官が必要である。裁判官への報酬は、有資格者がそれで十分に満足し、汚職の誘惑を削ぐに足る程度に設定されなければならない。裁判官は、偏見、階級・集団への忠誠、友好関係あるいは拡張的人間関係ネットワークへの勧誘その他不適切な要因の影響に抗しなければならない。裁判官は、軍閥勢力や麻薬王や組織犯罪やテロリストやその他危険分子、さらには他の官吏からの脅迫に屈してはならない。公民は一般的に司法判断に従わなければならない。司法命令には自発的の法遵守が期待できない時に有効な制裁の下支えがなければならない。政治指導者、軍事指導者、経済エリート、警察、官吏はたとえ自分たちの利益に反し望みを打ち碎かれるものであったとしても司法判断に従わなければならない。ここに列挙した内容が描き出しているように、機能している法システムというのはまとまった二次的支持条件を必要とし、それには社会・経済・文化・政治の要素の合流が必要になる。

開発の現場ではお馴染みのことではあるが、法システムを支える背景条件がひどく不十分である場合、法システムは機能不全に陥り、改革の努力は妨げられ、一般大衆は法システムに近寄らなくなったり嫌悪したりする。アフリカのある開発従事者が述べていることだが、「アフリカの日常的紛争の80パーセントから90パーセントは伝統的権威などの非国家的制度によって解決されているという」(Piron 2006, 291)。イギリス国際開発省の試算では「多くの開発途上国で伝統的あるいは慣習的な法システムが全事案の80パーセント以上を処理している」(Golub 2006, 118)。こ

れですらも控え目な数字だろう。

もし国家法システムが機能不全状態に陥り、一般大衆から否定的に評価され、改革の取り組みも失敗してばかりであるならば、法の機能を果たす可能性のある他の選択肢を探すのが賢明である。しかし開発コミュニティはなかなかこれに気付かない。国連事務総長のここ最近二本の報告は「法の支配を国連がサポートすること」の重要性を強調するもので、国家法諸制度の設立のための取り組みに特化しており、「法廷運営、法案起草、司法責任、(中略) 刑務所管理、賠償、訴追、国際法廷、混合法廷、法務研修、土地財産権、国際人道・人権・難民法、憲法、制度構築、行政改革など」(United Nations 2006, 7) を列挙している。「伝統的・慣習的システム」(United Nations 2004, 12) には軽く言及しているのみである。

簡潔に言って法の支配とは

リーガルブルーリズムに戻る前に、官吏と市民が法に縛られ法に従うという、法の支配に求められる定義が暗に意味するところをいくつか明らかにしなければならない。最小限の内容としてそれが想定しているのは法的ルールが存在するという事実と、官吏と市民は自分たちの行動に関してルールが何を要求しているかを知っている(ルールは事前に宣言され公開されていなければならない)ということである。そうでなければ、法に縛られることも法に従うこともできない。法の支配は二段階で作用する。まず官吏の行動に法的制約をかけ調整すること、次に市民の行動に法的制約をかけ調整することである(Tamanaha 2009)。

官吏は二つのはっきり異なる種類の法的制約を受けている。第一の制約は、官吏はあらゆる行政的活動の場面において現行の実効法に従わなければならないという制約である。公務員は公的地位に付随する権限を行使する際に既存の法の拘束の内部に留まらなければならない。もし公務員が法的に禁止されていることや現行法で認められていないことをしようとするなら、事前に法を変えて禁止を解除し行動上の権限を承認されるようにしなければならない。市民は、政府の干渉や報復を受けるおそれなく行動できる範囲について事前に通達される——ただし当該の法律を参照する限りにおいて——という点で利益を得る。(公務員への制約のことを便宜的に「垂直的」⁷⁾ 効果と呼ぼう。何故ならそれは政府と市民間の関係を指すものだからである)。第二の制約は法そのものにかげられた制約で、官吏の立法権限を制限している。この第二の制約は、普通の法的手続きによって変えることのできない法的制限をかけているため、上記第一の制約よりも高いハ

7) 椎名訳(前掲)ならびにブライアン・Z・タマナハ『法の支配』をめぐって』(四本健二監訳、現代人文社、2011年)を参考に、本訳稿でも vertical の訳語を「垂直的」、後出 horizontal の訳語を「水平的」とした。ただし、本論文での horizontal 概念は、両先行訳での用法とは若干異なる文脈を併せ持つものであるように見える。すなわち、本論文での同概念は、2007年に刊行された法動態学叢書「水平的秩序」に類似の観点(各巻冒頭に所収の櫻村志郎『法動態学叢書』刊行のことば)を入れつつ、後述のとおりリーガルブルーリズム状況下での各法主体による戦略的な法利用の相をとらえるための概念として用いられているようである。

ードルを設けている。このような制約には、国家憲法や、拘束力のある国際法、人権規定、宗教法・自然法上の規定といったものも含まれる。国家の立法者たちは（少なくとも理論上は）これらの法的拘束に抵触する法を制定することはできない。

市民（法人を含む）に対する法的制約は社会的取引を支配するルールを打ち立てている。（これを「水平的」効果と呼ぼう。何故なら市民同士の関係を指すものだからである。）ここには財産権や契約、他者に対する権利侵害あるいは損害（不法行為法）、家族内義務、人身や財産に対する犯罪が含まれる。法的ルールは社会的取引を調整し社会秩序を保つのに役立つ。これらのルールは、人身と市民の財産を他者による干渉から保護し、取引を円滑で効率的にする。市民の間で起きる紛争はこれらのルールに従って解決される。

よくある誤解をここで先んじて避けておかなければならない。国家法が社会的取引のルールをつくり、社会秩序を維持するのに役立つと述べたからといって、国家法が社会秩序の主たる源泉だとか社会行動の全領域が国家法によって支配されるべきだなどという意味には決してならない。それは不可能でかつ望ましくないものである。多種多様な規範秩序がそれぞれの社会の中に存在しており、それには慣習、道徳、宗教規範、社会的エチケット、職場規範、商業規範などが含まれている。国家法がそもそも存在するか、どの程度の範囲ではたらくのか、どの程度浸透しているかはそれぞれの領域や場所によって異なっている。銀行法や会社法のような分野では国家法によってみっちり支配されている。国家法統制がより浸透している社会もあるが、多くの社会の場面では国家法が周辺的な存在だったり、存在すらしなかったりもする。法の支配に従うということは国家法の命じること全てに従うことを要求する。だからといって法が全てを治めるということにはならない。国家法の守備範囲は社会によって幅広く異なっており、国家法が何処でも同じものを守備範囲に収めることを法の支配が必要としているわけではないのである。

同様に注意しておかなければならないのは、法の支配そのものは——少なくともここで提示した簡素な概念、すなわち法理論において「要件が少ない」(thin) 概念あるいは「形式論的な」(formal) 概念として理解されている法の支配⁸⁾(Tamanaha 2004) については——法的ルールがその内容と適用において善いとか公正でなければならないということを必然的に意味しないということである。法が悪しきものであったり、不公正であったり、残酷なものであっても、法の支配とは矛盾しない（合衆国におけるかつての人種隔離法を想起せよ）。ルールが予め存在して官吏と市民がそのルールに従っている場合には、抑圧的な法体制であっても法の支配を実現することが可能である。

最後に明確にすべきことは、特にリーガルブルーリズムに関してである。法の支配の概念は、典型的には国家法に対して、時には国際法にも適用されている。一般的な分析はこうした国家法中心主義を反映している。しかしながら、私が本論文で採用しているミニマルな定義——官吏と市民は法に拘束されており、法に従っている——は特定の種類の「法」を指定するものではない。

8) ブライアン・Z・タマナハ『「法の支配」をめぐって』（四本健二監訳、現代人文社、2011年）7章の訳語を参考にした。

このように汎用性のある概念定義にしておくこと、多様な法のかたちによく適用可能になることは、私が本論文でこれから示すとおりである。

慣習、伝統、そして宗教を取り込むリーガルブルーリズム

リーガルブルーリズムのよくある形というのは、慣習・伝統または宗教と同じものと見なされたり、あるいは国家法システムと並んで機能している非公式または村落レベルの^{トリビュナル}裁判と同一視されたりするような、さまざまな規範や制度が内部に存在する状況である。18世紀と19世紀の植民地支配は、こういった種類のリーガルブルーリズムの主たる源泉の一つであった（Benton 2001）。植民地支配者たちが現地に押しつけた移植法体制は、主に植民地政府に関する事柄（税金、植民地支配の維持）、経済問題（商業利益の保護）、祖国を去ってやって来た入植者たち同士の関係や入植者と地元住民との間の混合裁判（mixed cases）を取り扱っていた（Mommsen and de Moor 1992）。当初、植民地列強は間接統治のために在来の指導者や制度をしばしば利用したが、それ以上に大きく手を加えることは無かった。時が経ち植民地支配が拡大していくにつれ、国家法システムは（抵触条項⁹⁾に従って）慣習法・宗教法を選択的に取り込み、ローカルな事柄（家族法、慣習・宗教規範、軽微な紛争）を扱うために慣習裁判・村落裁判を承認したり新たに創り出したりした。植民地化はそのようにしてリーガルブルーリズムを生み出し、法制度の多種多様な混成物を接合し組み立てていった。移植された国家法システムにしても変形した固有法・制度にしても、いずれも統治と経済取引の問題を重視しており、その二つの法体系は互いに入り込んだり混淆して組み合わさっていた（Tamanaha 2008）。こういった歴史的編成は植民地支配が終わって何十年も経った今日でも存続している。このような法の編成は植民地支配の無かった地域においても存在し、それは在来の支配者が国家法システムを発展させながらも後背地や中央政府からある程度の自治を維持してきた領域に住む民族集団・宗教集団に対して国家権力の届く範囲を広げなかった（できなかったか、あるいはそうする必要を見出さなかった）場合に見られる。

そのような法の編成のあり方は多数存在し、二つとして同じものは無い。慣習裁判、村落裁判、伝統裁判、宗教裁判、その他非公式な裁判または評議会が、あるいは指導者ないし年長者が担当して社会的紛争やその他の諸問題を処理しており、自分たちの規範を自分たちのやり方で適用している。それらの中には国家法システムによって公式に認められその内部に取り込まれて国家による象徴的・財政的な支援を得ているものもあるが、国家とは独立に機能しているものもある。何十年にもわたって確立した制度となって国家の裁判所の装いをしているものもあれば、必要が生じた時にだけそれを満たすための一時的で非公式なものもある。ルール適用に向けた決定を下すものもあれば、当事者全員を満足させコミュニティの亀裂を修復する合意的解決に辿り着くために努力しているものもある。「慣習的」「伝統的」あるいは「宗教的」裁判ないし法廷と呼ばれることが多いが、これらは日常生活の問題を取り扱う現代の制度なのである。

9) 現地法の取り決めと植民地法が一致せず、どちらかの法に抵触する場合に植民地側の法の優越を定めたもの。

個別の状況によっては当てはまらないこともあることを断つたうえで、これら〔非公式または村落レベル〕の裁判について予備的に述べておくことがいくつかある。開発の現場で専ら目にする国家法制度とは対照的に、これらの諸制度はコミュニティのものであって、由来も近ければ地理空間的にも近いため、コミュニティの成員たちにとってよりアクセスしやすいものである。そこでの規範、手続き、意思決定の様式は、コミュニティの成員にとって理解可能なものである。訴訟手続きは値が張らず、時間を浪費せず、法律専門職が間に立つことを必要としないことが多い。ここでの意思決定者たちはコミュニティにおいてよく認知された人物である。意思決定者たちの手による救済や制裁は当事者の同意とコミュニティの支持に依拠しており、それは通常コミュニティにとって結果を受け入れるべしと判断することを避けがたいものにする（それはまた結果の適切性、訴訟手続きの公平さへの信頼、意思決定者の地位への敬意などによる）。

そうしたローカルな裁判を理想化しすぎてはならない。それらの裁判が強制する規範は嫌悪感を催すものかもしれないし、手続きが公正でないかもしれないし、意思決定者が常軌を逸した動機を抱いていたり利己的だったり腐敗していることもありうる。中立性や聴聞を受ける機会の保障や当事者のアイデンティティや地位に関係なくルールを公平に適用することといった点での^{デュー・プロセス}適正手続きの基準を満たしていない可能性もある。それらがコミュニティのものであるということは、必ずしもコミュニティ全体のためのものであるということの意味するわけではないし、コミュニティの全員が常にそれらを尊重しているわけでもない。さらに言えば、ある種の慣習・宗教規範で特に厳罰を押し付けたり女性に対する不平等な扱いを強いたりカースト制度を強要するようなものは、人権または女性の権利と矛盾する。しかし少なくとも一点、国家法に対して優位に立つ点がある。それは〔ローカルな裁判は〕人びとが理解し概ね予測できるようなやり方で機能しているという点である。こうした意識によって当事者たちは自分たちの運命を自らの手に握っているという感覚を強く持つことができ、またそのことで意思決定者たちの説明責任をはっきり果たせるようになる。何故なら彼らのやっていることはコミュニティで共有された基準や期待に照らして評価されることになるだろうからである。

それでは本論文での法の支配の定義を以上のような多様な法のかたち^{リーガル・フォームズ}に重ねてみよう。

コミュニティの成員がこのようなローカルな裁判を理解し自分たちもその一部として考えているならば、それがもっと近付き易いものであるならば、そして意思決定者の指向と規範がなじみ深いものであるならば、きっとコミュニティの人たちはローカルな裁判を支持するだろう。そのような場合には、国家法システムの一部として公式に認められているかどうかにかかわらず、このような法のかたちが法の支配の基礎的機能を果たしているということになる。コミュニティ成員の間で行動を調整し紛争を解決するためにはたらく、法の支配の中核的な「水平的」（個人と個人）機能は、こういったローカルな規範と制度によって実現するものである。開発現場の人びとの大多数が国家法の外部の機関（non-state legal institutions）に紛争解決を委ねているという現状は、その有用性の証でもある。

しかしながら、水平的問題の全てにおいて、このような諸制度が国家法を適切に代替できるとは限らない。紛争が異なるコミュニティや宗教団体の成員を巻き込む場合、あるいは伝統的なや

り方を好む人とそれを拒絶する人との間の紛争の場合といった、クロスオーバーが生じる状況ではさまざまな問題が生じる。例えば、営利企業とローカルな商人あるいはコミュニティの成員とのあいだで紛争が生じる場合、企業側は既に慣習的・宗教的規範と相容れないような国家法規範に依拠して取引を構成していた可能性がある。そのような場合、伝統的または非公式な裁判でこの種の紛争を解決させることは少なくとも当事者の片方が先立って期待していた内容に背くことになる可能性がある。それは合意による決定を下すことを難しくし、将来の取引について不確実性を生じさせることになるかもしれないからだ。

垂直的（政府と個人）機能についていうと、こういった諸制度は法の支配によってもたらされる核心的利益のうちの一つを取り直すことができない。すなわち、それらは官吏に対する法的統制を打ち立てることができないのである（多くの開発の現場では国家法によってもほとんど実現できていないことだが）。慣習的・宗教的法制度のその点での限界は、ふつう国家法規範を扱ったり施行したりはせず、その強制力が限られているためである。だが、組織的能力の不足が顕著であるにもかかわらず、国家によらない法規範・法制度は別の方法で官吏に対する垂直的な法的制約を打ち立てることがある。いくつかのポスト植民地法体制は、国家法規定に対する切り札として慣習法に優越的地位を与えていたり、特定の地理的領域や官吏の手が届かない事柄を伝統的・宗教的権威に任せていたりする。この場合、当の宗教的・伝統的権威はというと宗教的・慣習的法規制に従っているのであり、これは垂直的制約の一種と言える。

以上の議論は、慣習的な、インフォーマルな、または宗教的な規範・制度と国家法との対比に着目したが、多元的状况にはあらゆる種類の相互交渉が現れるものである。慣習的制度と宗教的制度はお互いに対立関係にあることもある。これが起きているのがアフガニスタンで、伝統的制度を掲げる部族の長たちと厳格なイスラーム規範を持ち込もうとするターリバーンとの間に戦闘が行われている。異なる集団が緊張関係にありながら隣り合って暮らしている時、二つの慣習・宗教体系の間でどちら側の規範と制度がコミュニティ内部で優位に立つかをめぐって、あるいは異なるコミュニティの成員同士の混ざり合った相互関係をめぐって対立が起きる可能性がある。別のバリエーションは、都市部のファヴェーラつまりスラムで見受けられる。そこでは非公式な規範がコミュニティや犯罪集団によって作り出され強制され、事実上の財産取引の管理や社会秩序の維持において国家法システムよりも効果的にはたらいっていることがある（Santos 1977）。リーガルブルーリズムにおいて生じる組み合わせの可能性は無限大である。

これも強調しておかなければならないことだが、これまでの分析は併存する法の間の衝突に注目してきたが、併存する複数の法システム間の関係は相補的で相互に強め合っていることもある。慣習的・宗教的体制を取り込んで承認する国家法システムは自らが必要とする紛争処理の場を地域住民に提供することで利益を得ている。というのも、取り込み方の条件を規定し、（時には）地域の実力者に報酬を支払うだけで、国家はある程度の統治を実現するからである。慣習的・宗教的裁判と指導者たちはというと、彼らは彼らで国家の支援を確保することと政府の承認に由来する地位と権威（また時には強制の後ろ盾）を押し上げることで利益を得る。

資本主義とリベラルな権利を取り込むリーガルブルーリズム

植民地支配はリーガルブルーリズムの第一の波をもたらした。第二の波は今日生じつつあるもので、それは二つの波調 (strain)¹⁰⁾ から成っている。グローバル資本主義 (第一調) とリベラルな民主主義的規範 (第二調) に付随する法規範と制度が、今や世界中の社会に対して社会・文化・経済・政治の土台に関わるさまざまな部分と法体系を伴って輸出されつつある。リーガルブルーリズムの第一波と第二波にはいくつかの特筆すべき共通点が見取れる。植民地時代でも今日でも、法移植の起動力の大部分とそこで使われたモデルは外部からもたらされたものであり、継受する側のプロセスは到底合意に基づくものではなかった。経済的な動機が植民地支配 (過去) の主たる原動力だったのはグローバル資本主義の拡大 (現在) においても同様である。かつては宣教師がキリスト教を現地人もたらし、今日では欧米の開発機関と非政府組織 (NGO) は資本主義、民主主義、人権、女性の権利を伝道している。どちらの波でも、法を輸出している者たちは自分たちの見解が最も正しく最高のモデルであるという前提に立っていて、何処で法体制を築くにも母国から持ってきたテンプレートを利用している。植民地時代においてもそうだったように、現在の姿は潜在的には対立しながらも併存している社会的・法的な規範と制度のごった煮である。現代の波の波調をそれぞれ次に取り上げよう。

グローバル資本主義の拡大は数世紀前に動き出した歴史的過程であり、今日の開発コミュニティによる経済開発を促進するための取り組みと混ぜこぜにしてはならない。前者は経済活動の組織化という点で、貧困に追いやられた多くの周辺地域を除き、世界中に起きた歴史的な大転換に関係している。それに対して後者は (ほとんど) 欧米の資金提供による開発機関の理念と活動に関係したものである。資本主義の拡大は否定できない事実であり、アジアの虎の台頭、共産主義の崩壊、そして近年の中国、インド、ブラジルの成長に顕著に現れている (Frieden 2007参照)。その一方で経済開発を促すプログラムは、取り残されてきた地域を主な対象とするものであるが、多方面で失敗としてみなされている (Easterly 2006)。グローバル資本主義の拡大が開発コミュニティの活動に負っているところはむしろわずかである。

法と開発に関する活動への資金援助の大部分は、経済開発の促進を第一の目的とする世界銀行のような機関によって提供されている。法は、経済開発という目的 (end) を進めるための手段 (means) として喧伝されている (Tamanaha 2011)。標準的な政策パッケージには会社法、担保法、反トラスト法、銀行法、知的財産権法、商取引法、外国人投資家保護法、財産権および契約執行¹¹⁾ についての法が含まれている。これらは1980年代と1990年代に世界中で積極的に推進された市場重視の改革の一つである「ワシントン・コンセンサス (Washington Consensus)」を構成する法的要素であった。

経済開発において法が果たす役割についてのありがちな思い込みは、開発コミュニティ内部の

10) 波の波長と調子を合わせた造語。

11) 佐藤創「開発途上国における経済法制改革とワシントン・コンセンサス」(今泉慎也編『国際ルール形成と開発途上国 ― グローバル化する経済法制改革』アジア経済研究所、2007年)を参照した。

多くの人の間では信仰箇条のように捉えられている。財産保護は個人の労働の成果を保証し、そのことで人びとは生産活動に一層の努力をするようになる。契約履行についての法はそれが履行されるという安心をもって人びとが取引を行うことを可能にし、遠く離れた見知らぬ相手を含めて契約当事者の範囲を徐々に拡大し、契約の件数を増加させる。財産法と契約法があることで社会は利益を得る。何故なら生産活動と経済取引を促すことは社会的富の総量を増大させるからである (Dam 2006)。南からの声を主張するペルー人経済学者エルナンド・デ・ソト (Hernando de Soto) は、財産権の特別な経済的意義を強調した (De Soto 2000)。開発の現場ではきわめて多くの土地に対して公式な権利証書が発行されておらず、権利登記に時間と経費がかかる地域では特にそうである。デ・ソトによれば、法的承認が無い状況ではローンを担保する抵当として財産を使用することができず、人びとは (財産を失ってしまうことを恐れて) 資産の利用価値を高めることに消極的になり、不動産市場が不自然に制約を受けることになる。結果的に、潜在的な富と資本の多くが開発途上の社会において非生産的な状態のまま留め置かれている。

経済開発の名の下に行なわれている法と開発プロジェクトの多くはリーガルブルーリズムを増大させてきた。法体制がどこか外部から移植される場合にはほとんど決まっただけのブルーリズム (多種多様なかたちでの法の併存) が続いて現れる。権利登記のプロジェクトは開発の重要課題であり、その顕著な例である。財産は多くの社会において個人の自由保有権とは一致しないさまざまな方法で受け止められ管理されている。そういった社会においては家族とクランの構成員が多種多様な資格をもって土地を利用し、例えば土地をただ通行したり、家畜の放牧をしたり、果実を収穫したり、土地を耕したりする。そして当該の土地利用については他の人にも相談しなければならない。権利登記の過程でこの大部分は消し去られてしまう。何故なら使用権・利用権は普通の権利証書では認められず、銀行も処分制約付きの担保 (encumbered collateral) は好まないからである。このような状況で財産が権利登記される場合、各個人は複数のルール間の抵触に直面する。つまり自由保有を付与する国家法に対しての、共有使用および占有権との衝突である。ここにはそれぞれ異なった長所と短所がある。例えば伝統的指導者は、慣習法においては不可能だったはずのやり方でコミュニティの人びとから土地を取り上げたり、土地へのアクセスや土地の分配についてのあり方を変更したりすることで、土地を登記したり、購入したり、あるいは土地を担保に金を借りることが公式にできてしまう。財産を没収された者はその土地で生活していくことはできず、家族を養い住まわせる他の道を見つけることを強いられる。女性は不利な立場に立たされることになる。何故なら多くの文化において所有権が唯一の登記された「所有者」に絞られる場合、それは往々にして男性有利になされるからである。多くの地域共同体での社会的関係は土地を中心に動いているため、広く社会構造全体に混乱が及ぶこともある。

権利登記プロジェクトは所有権の明確化をもたらすために推進されたものだが、リーガルブルーリズムの故に直接的には結果が逆のものになる可能性がある (Easterly 2006, 95-97)。国家法と慣習法は両者の領分を定めなにかたちで衝突しているため、対立する当事者同士は自分の主張を補強するためにそれぞれ異なる法的リソースを指し示すことができてしまう (ブルーリズムの増大が常に生じるわけではない。都市スラムの不法占拠者に公式な権利証書を与えて実質的

所有に基づく所有権を認めることは、リーガルプルーラリズムを減少させ法的確実性を強める可能性がある)。国家法は公的権利証書の優越を主張するかもしれないが、共同体の中の人びとは国家の発行した権利登記に抗して巧みに所有権をはぐらかすこともできるのである。

以上はネガティブな事例であるが、リーガルプルーラリズムは法の支配と経済開発にとってポジティブな含意をも併せ持つものである。汚職、無能さ、手続きの遅延や偏向を理由に国家法による制度の利用を避けている企業は独立の商事仲裁機関や公式な法体系とは別個に商取引事業者自身によって設立された裁定機関などの代替的な方法に訴える（あるいはそれを創り出す）ことが可能である。国家法と競合するオルタナティブな法制度を促進することはリーガルプルーラリズムを増大させるが、それは機能不全の国家法システムでは充たされない法の支配機能を充足させる——例えば紛争を解決すること——というポジティブな目的に対してのものである。

現代のリーガルプルーラリズムの波の第二の波調は、経済開発のさらに向こう側へと踏み込むものである。過去10年のあいだ、開発の取り組みにおいて民主主義、人権、女性の権利、労働者の権利、環境保護、そして貧困層による司法アクセスなどに一層の力点を置いてきた。このようなイニシアチブは法の支配の促進と一緒に進められることが多い。

経済開発の波調とは異なり、このような取り組みはある社会の文化と秩序を直接的な対象としていることが多い。資本主義の拡大は文化と社会に根底的な変化をもたらし、地方から都市へ人びとを引き寄せ、女性を勤労現場へと動かし、勤労倫理を課し、一日の生活リズムをコントロールし、家庭や共同体に外部から金銭を供給し、消費者により幅広い種類の商品を提供し、マスメディアへの接触機会を増やすなどさまざまなことが起こる。しかしながら、結果的に生じる文化と社会の混乱はグローバル資本主義が意図した結果というよりはほとんど副産物にすぎない。

対照的に、人権と女性の権利のためのさまざまな運動は、低カースト、貧困層、子供、女性その他社会的に疎外された人びと（同性愛者、犯罪者など）への苛烈な、あるいは差別的な処遇に反対する際に、文化・社会・政治を標的にする。グローバル資本主義のもたらした結果によるローカルな文化と社会の変容はさらに徹底するであろうが、間接的結果と直接的結果の性質の違いはそれらがどのように受容されたかということにおいて大きな問題になる。資本主義の経済的恩恵を熱心に追い求める人たちはその好ましからざる文化的副作用にはあまり反対しないが、一方で人権と女性の権利への取り組みについては彼らの生き方に対する真っ向からの攻撃とみなし、彼らは立ち上がって自分たちの生活様式を守ろうとするだろう。変化に反対する者にとってこのような取り組みはほとんど見返りの無いものとして映ることになるからである（もっとも、例えば受益者である女性はそのような変化を受け入れるかもしれないが）。

このような〔経済開発にとどまらない〕広義の開発の波調と結びついて生み出されるリーガルプルーラリズムは動的であり、多面的である。数々のNGOが、人権または女性の権利（今どきは人権と言って実際には女性の権利のことを指していることが多いのだが）を普遍的に適用可能なものであり、慣習的・宗教的伝統よりも優れたものだと強く主張している（Quraishi 2011）。批判されている規範や慣行（例えば離婚権、家庭内暴力、財産相続権に関するもの）を弁護するために、伝統的指導者たちは慣習的あるいは宗教的規範と制度を持ち出すことがある。国家法は、

慣習法・宗教法の有効性を認める一方で人権または女性の権利をも公的に認めようとするために、両者の間で動けなくなってしまう。そういった状況においては、国際法、国家法、慣習法、宗教法といったいくつかの法システムが持ち札になり、当事者たちは自らの目的にかなう都合の良いシステムを引き合いに出すことになる。

広義の開発の取り組みは、常不可避に文化と社会と対立するわけではない。それは個別の状況、目的そして当事者間に生じる戦略的協力関係によっても変わる。例えば多国籍企業による鉱山開発や森林伐採を制限しようとする環境 NGO は、伝統的指導者たちと同盟し、自分の土地と生活様式を守りたい、あるいは諸種の活動の経済的利益の大きな分け前を確実に手に入れたいと願う彼らに協力することもできるだろう。このような状況下で、NGO が持ち出す国際法とローカルな指導者たちが持ち出す慣習法とが合体し、国家法に基づく権限に依って立つ採掘・伐採許可の発行を受けた企業に対抗することになる。

第一と第二の波の畳み掛けによってリーガルプルーリズムは複数の次元に亘って増大していく。それは法体制の数そのものを増やすこと、法体制の重層性を増すこと、一つの共同体内部でより多くの法体制を併置させること、併存する法体制同士が相互に交渉し連関する方法を増大させること、そして複数の法体制の性質を合わせたハイブリッドな調和を生み出すことによってである。

開発におけるリーガルプルーリズムの独自の性質

リーガルプルーリズムに関する先行研究には西洋と非西洋、北と南、先進国か発展途上国かを問わずリーガルプルーリズムがどんな社会にでも存在するという注意書きで溢れている。それはもちろん正しい。だがそれは太陽は北極圏からアラビア半島までどこにでも輝いていると言っているのと似たようなものだ。ここで重要なのは西洋と非西洋という文脈間でのリーガルプルーリズムの類似ではなくその根本的な違いにある。

西洋諸国では、法の主たる在り処は15世紀から19世紀にかけて国家の中で次第に確立されて来たものであり、それはヨーロッパにおいて複数の国家体系が連合していた時期のことでもあった (Van Creveld 1999を参照)。これ以前の時代、中世期は地方ごとの慣習法、ゲルマン慣習法、封建法、商慣習法、個別のギルドの法、カトリック教会のカノン法、ローマ法 (Tamanaha 2008参照) など複数の法システムが豊富に併存していることを特徴とする。国家体系の^{コンソリデーション}統合にはいくつかの重要な展開があった。すなわち、領域内での君主の優越性を確立すること、公職とその職を担う人間との分離、公的資源と私的資源 (かつて君主の資源は主に個人の所有物に由来しており、官吏は王個人のお抱え衆だった) の分離、公的機能と私的活動の分離をめぐっての公私の区別、そして王立裁判所と徴税官を含んだ官僚機構を打ち立てること、などである。国家内での法の統一はこれら一連の発展における中心的側面を為すものであった。この統合の過程で、慣習法や教会法のように先立って存在していた形の諸法は元の独立した「法」の地位を失った。それらの法は国家法システムの中に吸収された—— ちょうど商慣習法や教会法の家族法的側面がそうだ

ったように——か、公私の区分の私の側に追いやられ、私的なルールの体系としては生き残りつつも、かつての十全な法としての地位は奪われてしまったのだった。ゆっくりと長いプロセスを経て、西洋の法体系はこのように中央集権的な独占的地位に辿り着いたのである。

今日の開発の場を取り巻く環境は幾つかの根本的な点でそれとは異なっている。法的地位を持つさまざまな法のかたちが国家法と並んで存在し続けているし（法は国家の中で未だ統一されてはいない）、国家の法制度や法伝統はまだ歴史が浅くあまり分化しておらず、公私の区分がほとんど確立されておらず、法制度・法規範の多くが社会との関係において時間をかけて発達したのではなく外部の起源（植民地化、グローバル資本主義、リベラルな民主主義的権利）から移植されたものである。

リーガルブルーリズムは、開発の現場においてまだこの先予見できる未来のうちの一つの現実として存在し続けるだろう（ただし場所によっては国家法との相互関係が時間を経てもっと明確化されるかもしれない）。この今のところ安定した地位は、その辿ってきた道のり故にさらに強固なものとなっているが、開発途上社会の社会文化的な一般的秩序と国家法システムの規範的基礎の間の対立によってさらに深められる。このような対立は植民地期に生まれ、今日ではこれらの社会に対してグローバル資本主義とリベラリズムの規範が外部から攻撃を続けることで生き永らえている。この衝突を無くすためには世界中の文化と社会が外部から持ち込まれた法の規範的基礎に上手く合致するように収斂させるしかない。西洋社会はこの鋭い規範対立に取り組む必要が一切無かった。何故なら資本主義もリベラリズムも法体系も彼ら自身の文化と社会に合わせて集的に発達したものであったからである。そこに決定的な違いがある。

これは開発の現場における現在の状況を違う仕方でも認識することにつながる。法の支配のプロジェクトは国家法システムを築き上げることばかり向かっており、途上国の発展の軌道は西洋諸国のもの——法は国家の中で統一していく（べき）——と一致するという無言の前提がそれとなく染み渡っている。しかしこれは少なくとも二つの理由で問題のある前提である。これらの社会に今日のような確固たる場を占める法の多元的配列がもたらされたのは、〔欧米とは〕異なる経路を辿ったことによる。また、欧米諸国の国家制度は現在変化の最中にあり、かつて独占していた権限のいくらかを移転させて統治権のうちの限られたいくつかの部分を超国家的組織に明け渡したり、国家内の特定地域により大きな自治を与えたり、法に関わる職分のいくつかを民間のアクター（民間警備会社、民間刑務所、民間の仲裁機関など）に委託したりしている（Tamanaha 2008）。ブルーリズムの確立は国家内の統一をさらに難しくしている。というのも現在行われている民間のアクターへの法機能移転は、法的権限の統合は必ずしも必要ではなく望ましいとも限らない、ということを示唆しているからである。

リーガルブルーリズムは法の発展（legal development）の未完の段階というよりは、むしろそれ自身で一つの現実として見る方が適切である。つまり社会と国家法システムとの間の一般的な不整合を反映しそれら进行处理するための役割配列としてである。これに鑑みれば開発の現場で国家法システムが杓子定規にあらゆる法を独占しようとはせず、代わりに政府の職分と現代経済の問題に的を絞った狭い範囲での権限を行使し、重犯罪を取り締まるのは賢明かもしれない。社

会的取引の大部分は〔当該社会の〕一般的秩序と地続きのローカルな裁判を通しての方が上手く扱えるかもしれない。多くの場において、地方でも都市でも、この事実上の分業は既に存在している。

リーガルブルーリズムに対するこのような認識を受け入れる過程において二つの障壁が立ちだかっている。一つ目は、国家は法を独占しなければならないという強固な思い込みによってこれらを現状に対する理にかなった対応としてはみなさず、むしろ欠陥のある法体系として描いてしまうことである。二つ目は多くのローカルな裁判が欧米の適法性審査に通らないということである。それらはたいてい男性によって占められているし、^{デュール・プロセス}適正手続きと手続き上の公平性の基準に従っていなかったり、ルールを厳密に適用しなかったり（すなわちコンセンサスの実現や和解のために妥協をはかる）、過酷な処罰をぶつけたり不公平なルールを使ったりするし、神判や呪術やその他オールドックスなものとは異なる方式を利用するかもしれない、など。これらの社会は自分たち自身の規範、制度、物事のやり方を持っていて、それは必ずしも西洋の制度や規範には合致しない。にもかかわらず、これらの裁判は人びとにとって利用しやすく理解可能なもので、紛争を解決し社会秩序を保つのに役立つ場を提供しているのである。

リーガルブルーリズムはたとえ欧米が標準的な法的要請として見なすものに合致していなくても法の支配の機能に合致しその役目を果たすことができる。それはこのような状況から生まれ出た社会の中でのオルタナティブな法の集合であり、コミュニティの必要を満たすようにはたらし得るのである。これが本研究のプラスの収穫である。

道具主義と不確実性

しかしリーガルブルーリズムには懸念材料もある。法の支配に対しての最大のマイナスの要素はそれが潜在的に作り出す法的不確実性の増大である。全ての法体系は不確実性と行き過ぎた道具主義（Tamanaha 2006）を患っているが¹²⁾、リーガルブルーリズムの状況下においてこれらの問題はさらに拡大してしまう。複数の法システムが併存するからこそ特定の事案解決をはかるために戦略的に法を用いることが可能となるのであり、その数例は本論文の中でも提示してきたとおりである。裁判所における訴訟はどちらの当事者の方が法律上妥当な主張をしているのかを問題とするのが普通だが、リーガルブルーリズム状況における紛争は二つあるいはそれ以上の法体制がそれぞれ別の結果に対応している場合にどの法によるべきかという、さらにもう一つの問題を突き付ける。これによってそれぞれの競合する法システム自身の根拠と効力が問題になる。紛争が起こる前でも後でも、リーガルブルーリズム状況における全ての個人に対して不確実性は増大する。何故なら法体制間の衝突の潜在的 가능성이常にそこに存在しているからである。さらにこの不確実性は、訴訟件数を増やすことになる。それは一見堅固な法的主張が、それに競合する法体制に依拠した異議申し立てによって簡単に揺らいでしまうためである。法律間の抵触

12) 椎名智彦「ブライアン・Z・タマナハの法道具主義論をめぐって」（『青森法政論叢』第14号、2013年）を参照。

についての理論上のルールや、併存する法体制間での衝突解決を意図して公式に規定された法の階層秩序^{ヒエラルヒー}ではこの不確実性をおさめることはできない。これらの衝突で一番大事なのは、法体制のどれかが自前の権威を有しているということではなく、結局のところの結果が定着するかということである。このような論争の解決には社会的・政治的権力が法よりも重要になる。

要点を言ってしまうえば、訴訟において当事者たちが競合する法システムをそれぞれの武器として戦略的に用いることを可能にする点で、リーガルプルーリズムは訴訟の強度を高める環境を提供しているのである。この筋書きは法の支配に対するアンチテーゼと映るものにもつながる。

開発活動とリーガルプルーリズム

開発プロジェクトはリーガルプルーリズムの意義に敏感でなければならないし、それが含み示すところを予め取り入れなければならない。それは良くも悪くもありうるし、目的や実地で把握できている状況にもよる。これらのプロジェクトは他の法のかたちの存在によって妨げられることも促されることもありうる。リーガルプルーリズムについて考える時、二つの方向性に目を向けなければならない。それは法制度自体に関わる方向性にと、ある社会的な場における戦略的アクターに関わる方向性にてある（開発機関は彼ら自身もそのような戦略アクターとみなされていることを忘れてはいけない）。現行の法のかたちはそれぞれに個別の実践的な組織的能力^{ケイパビリティ}によって評価されるべきである。すなわち財政的、軍事的あるいは政治的手段の総量、法を支える諸規範がどのような指向を持つかということや、他の併存している多様な法のかたちあるいはその他のアクター（特に経済的、政治的、軍事的エリートたち）に対峙しての相対的立ち位置、権力、関係性によってである。権力は社会的非難から強制までを含むさまざまな制裁を科す能力と、同時に世論を動員する能力を含む。法的機関で働く人びとやそのような機関に利害関係を持ちそこから利益を得ている人間のことも考慮すべきである。それは彼らの個人的利害やイデオロギー上の関与を含めてである。ある特定の行動の成り行きによって誰が得をする立場にあり損をする立場にあるのかを見越して、直接的当事者だけでなく併存している法的機関そのものとそこに利権を持つ人びとのことをも考慮することが肝要である。

上記にも関連するものだが、もう一つの点は、開発プロジェクトが目指す達成目標を支える現地の確固たる支持団体が無くてはならないということである。彼らには達成目標を望ましく、有益で、道理にかなっていて、それでいてしかも公正であると見なしてもらわなければならない。彼らは多数派由来でなくともよい。だが成功のチャンスを掴むためには、支持団体は相当数の人間の意見を反映し支持を集めるものでなければならない。理想としては彼ら支持団体の中の何人かがその社会の中で指導的地位を占めるか影響力を持っていた方がよい。このような助言は当たり前のものかもしれないが、それでも強調しておく必要がある。開発の取り組みは究極的には達成目標を実現するために人びとが社会の中からは社会の中において尽力し参加協力してくれるかどうかにかかっている。これはもし旧来の慣習や規範に不利で合わない変化を伴ったりする場合は特に難しくなる。人びとが目標の価値を信じそれが実現するような道筋を見ている時

にだけ、求めるべき努力が為されることになるのである。

最後に、法開発活動はリーガルプルーリズムの活発な資源であることも忘れてはいけない。リーガルプルーリズムは文化的規範と法的規範とが衝突した時に先鋭化する。これは開発機関が権利登記プロジェクトを推進したり強固な文化的・宗教的規範に反する人権または女性の権利の課題を進展させたりした時に起こることである。これらのプロジェクトの設計と評価は単に目標と達成可能性のみならず、さらにはそのプロジェクトが法的不確実性を悪化させ法の内部での無益な分裂闘争を生み出すような形でリーガルプルーリズムを悪化させてはいないかどうかを考慮に入れなければならない。社会変化はさまざまな方法で引き起され、その中には教育や新しい思想に触れることも含まれる。法が嫌がって抵抗する人びとに変化を強いる威圧的メカニズムとして使われる時、違法行為や法吏の忌避だけでなく、長期的には法の効力を削ぐような法への怒りを伴った反撃を駆り立てるかもしれないのである。

参考文献

- Benton, Lauren. 2001. *Law and Colonial Cultures: Legal Regimes in World history, 1400-1900*. New York: Cambridge University Press.
- Dam, Kenneth W. 2006. *The Law Growth Nexus: The Rule of Law and Economic Development*. Washington, DC: Brookings Institution Press.
- De Soto, Hernando. 2000. *The Mystery of Capital: Why Capitalism Triumphs in the West and Fails Everywhere Else*. New York: Basic Books.
- Easterly, William. 2006. *The White Man's Burden: Why the West's Efforts to Aid the Rest Have Done So Much Ill and So Little Good*. New York: Penguin. (ウィリアム・イースタリー『傲慢な援助』小浜裕久・織井啓介・富田陽子訳、東洋経済新報社、2009年)
- Frieden, Jeffrey A. 2007. *Global Capitalism: Its Fall and Rise in the Twentieth Century*. New York: W. W. Norton & Company.
- Golub, Stephen. 2006. "A House without a Foundation." In *Promoting the Rule of Law Abroad: In Search of Knowledge*, ed. Thomas Carothers. Washington, DC: Carnegie Endowment for International Peace.
- Manji, Ambreena. 2006. *The Politics of Land Reform in Africa: From Communal Tenure to Free Markets*. London: Zed Books.
- Mommsen, Wolfgang, and Jaap de Moor, eds. 1992. *European Expansion and Law: The Encounter of European and Indigenous Law in 19th- and 20th-Century Africa and Asia*. Oxford: Berg Publishers.
- Piron, Laure-Helene. 2006. "Time to Learn, Time to Act in Africa." In *Promoting the Rule of Law Abroad: In Search of Knowledge*, ed. Thomas Carothers. Washington, DC: Carnegie Endowment for International Peace.
- Quraishi, Asifa. 2011. "What If Sharia Weren't the Enemy? Rethinking International Woman's

- Rights Advocacy on Islamic Law.” *Columbia Journal of Gender and Law* 20 (5).
- Santos, Boaventura de Sousa. 1977. “Law of the Oppressed: The Construction and Reproduction of Legality in Pasargada.” *Law & Society Review* 12 (1): 5-126.
- Tamanaha, Brian Z. 2004. *On the Rule of Law: History, Politics, Theory*. Cambridge: Cambridge University Press. (ブライアン・Z・タマナハ 『「法の支配」をめぐって—歴史・政治・理論』 四本健二監訳・神戸大学大学院国際協力研究科四本ゼミ訳、現代人文社、2011年)
- . 2006. *Law as a Means to an End: Threat to the Rule of Law*. New York: Cambridge University Press.
- . 2008. “Understanding Legal Pluralism: Past to Present, Local to Global.” *Sydney Law Review* 30 (3): 375-411.
- . 2009. “A Concise Guide to the Rule of Law.” In *Relocating the Rule of Law*, ed. Gianluigi Palombella and Neil Walker. Oxford: Hart Publishing.
- . 2011. “The Primacy of Society and the Failures of Law and Development.” *Cornell International Law Journal* 44 (2): 209-47
- United Nations. 2004. “The Rule of Law and Transitional Justice in Conflict and Post-Conflict Societies.” Report of the Secretary General, United Nations Security Council, United Nations, New York.
- . 2006. “Uniting Our Strengths: Enhancing United Nations Support for the Rule of Law.” Report of the Secretary General, United Nations General Assembly Security Council, United Nations, New York.
- Van Creveld, Martin. 1999. *The Rise and Decline of the State*. Cambridge: Cambridge University Press.

